

同時発表

文部科学省、農林水産省、中部地方整備局、北陸地方整備局、九州地方整備局、津島市、佐渡市、長崎市

令和2年3月24日
都市局公園緑地・景観課

愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の 歴史的風致維持向上計画を認定しました ～今回で認定都市数が81市町となります！～

歴史まちづくり法第5条に基づき、津島市・佐渡市・長崎市の歴史的風致維持向上計画について、3月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。

今回の認定により、認定都市数は81市町となります。（詳細は別紙参照）



【津島市】尾張津島天王祭（宵祭）



【佐渡市】佐渡金銀山遺跡（北沢浮遊選鉱場）



【長崎市】長崎居留地まつり

※なお、認定式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施を当面の間、延期いたします。

【問い合わせ先】

●国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室 富所（とみどころ）、高岡

TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32933) 03(5253)8954（直通）

FAX：03-5253-1593

●文化庁 文化資源活用課 中田、樋口

TEL：03(5253)4111(内線 2869, 2738) 03(6734)4760（直通）

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 小澤、加藤

TEL：03(3502)8111(内線 5534) 03(3502)6004（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和 2 年 3 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等78市町の計画を認定しています。

このたび愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の歴史的風致維持向上計画を3月24日に認定し、認定都市数は81市町となりました。なお、各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

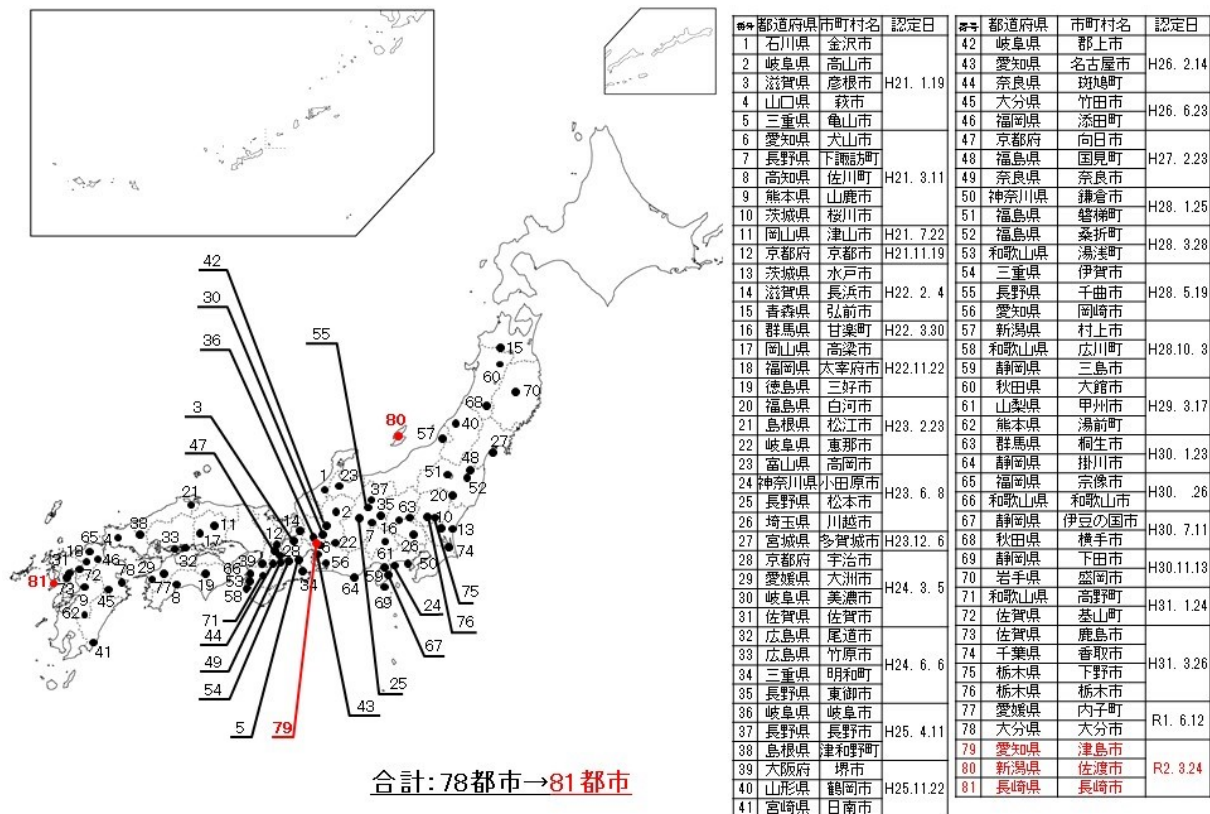


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○津島市歴史的風致維持向上計画（愛知県津島市 認定申請日 R2. 2. 18）

国指定の重要文化財「津島神社本殿・楼門」及びその周辺地域と、600年近く続く尾張津島天のうまつり王祭、津島駅西地区の山車祭や石採祭及び茶の湯文化からなる歴史的風致の維持向上を図るため、津島駅西地区に所在する旧津島信用金庫本店等の歴史的建造物の保存・活用事業や、山車等が巡行する道路の美装化、地域の子供たちへの歴史・文化学習事業等を位置づけています。



【尾張津島天王祭（宵祭）】

○佐渡市歴史的風致維持向上計画（新潟県佐渡市 認定申請日 R2. 2. 21）

国指定の重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」、国指定の史跡「佐渡金銀山遺跡」及びその周辺の鉱山町一帯と、善知鳥神社祭礼や鉱山祭とそこで披露される郷土芸能、無名異焼の製造・販売等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的建造物の保存修理、公有化した旧深見家住宅等の歴史的建造物を活用した拠点施設整備、それら歴史的建造物を回遊するための道路の美装化等の事業や、相川音頭を踊るイベントの宵乃舞など、地域行事の運営にかかる支援を位置づけています。



【佐渡金銀山遺跡（北沢浮遊選鉱場）】

○長崎市歴史的風致維持向上計画（長崎県長崎市 認定申請日 R2. 2. 25）

国宝「大浦天主堂」や国指定の重要文化財「旧グラバー住宅」、重要伝統的建造物群保存地区「長崎市東山手・南山手重要伝統的建造物群保存地区」及びその周辺地域と、歴史的建造物等の保存活動の一環として始まった長崎居留地まつりや大浦諏訪神社の大浦くんち等の歴史的風致の維持及び向上を図るため、旧グラバー住宅をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、歴史的建造物のライトアップ、市民への歴史学習講座の開催等の事業を位置づけています。



【長崎居留地まつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

認定歴史的風致維向上計画に対する主な支援措置

①社会資本整備総合交付金

街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ高上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

②景観改善推進事業

- 景観計画の策定・見直しに向けた検討、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

③歴史的観光資源高質化支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上を支援
- 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却が補助対象

